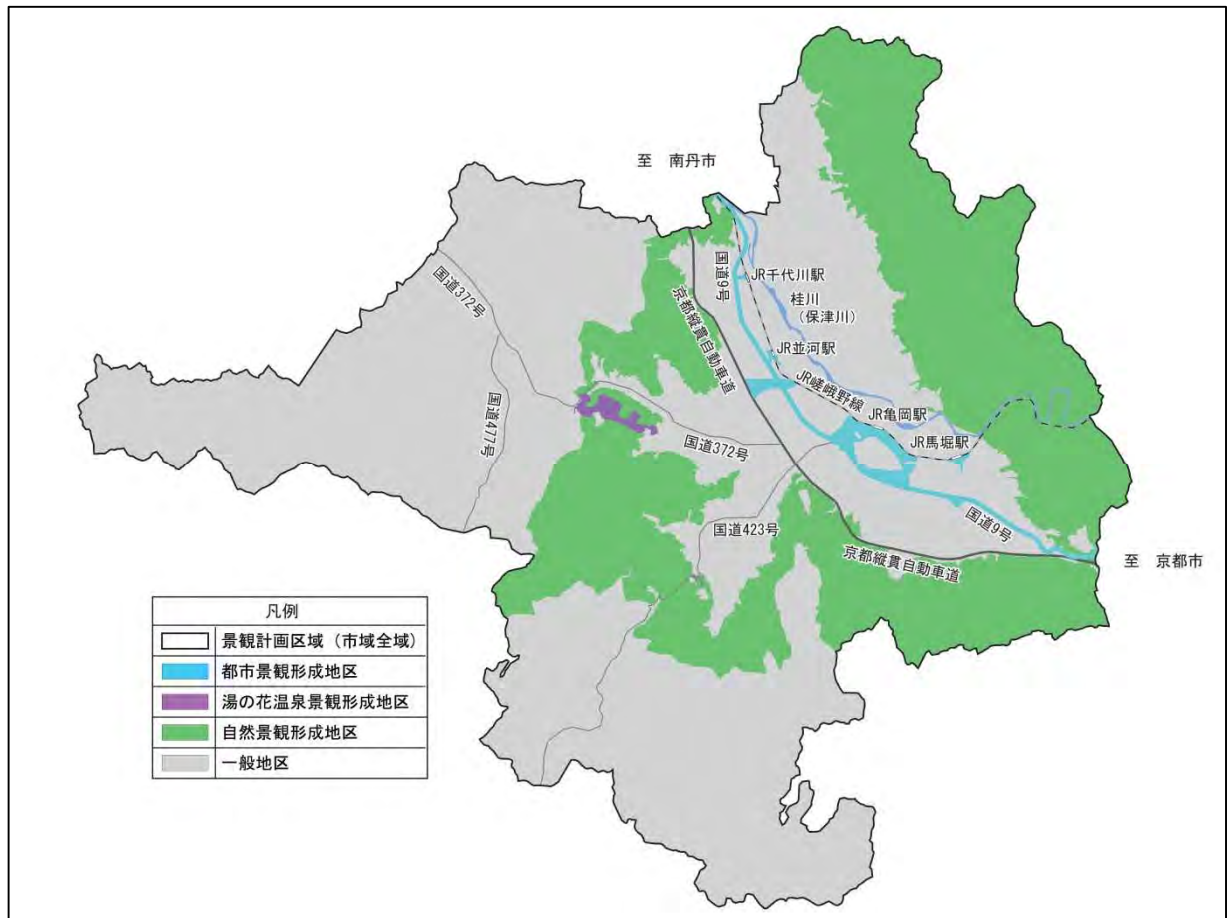


Ⅰ．景観に配慮した建築物等の建て方について

「亀岡市景観計画」では、亀岡市域全域を景観計画区域とし、建築物、工作物、屋外広告物についてのルールを定めています。

また、地域特性を活かした景観形成が必要な地区を「景観形成地区」に指定し、景観特性に応じた建築物、工作物、屋外広告物についてのルールを定めています。

■亀岡市景観計画図



1 都市景観形成地区

JR 山陰本線の各駅の周辺は、亀岡市の都市核として住宅のほか店舗や事業所が集積し、多くの市民や来訪者が行き交う場所となっています。

また、京都と山陰方面を連絡する国道9号は、市外の人も多く行き交っており、亀岡のまちのイメージに大きく影響を与えているとともに、これから新市街地として整備される土地
区画整理事業区域も、今後、亀岡の景観に大きな影響を与えるものと考えられます。

そのため、JR 各駅周辺のエリアや国道9号沿道、大井町南部土地区画整理事業区域を「都市景観形成地区」に指定し、良好な都市的景観の形成を進めます。

【都市景観形成地区における景観形成のイメージ】



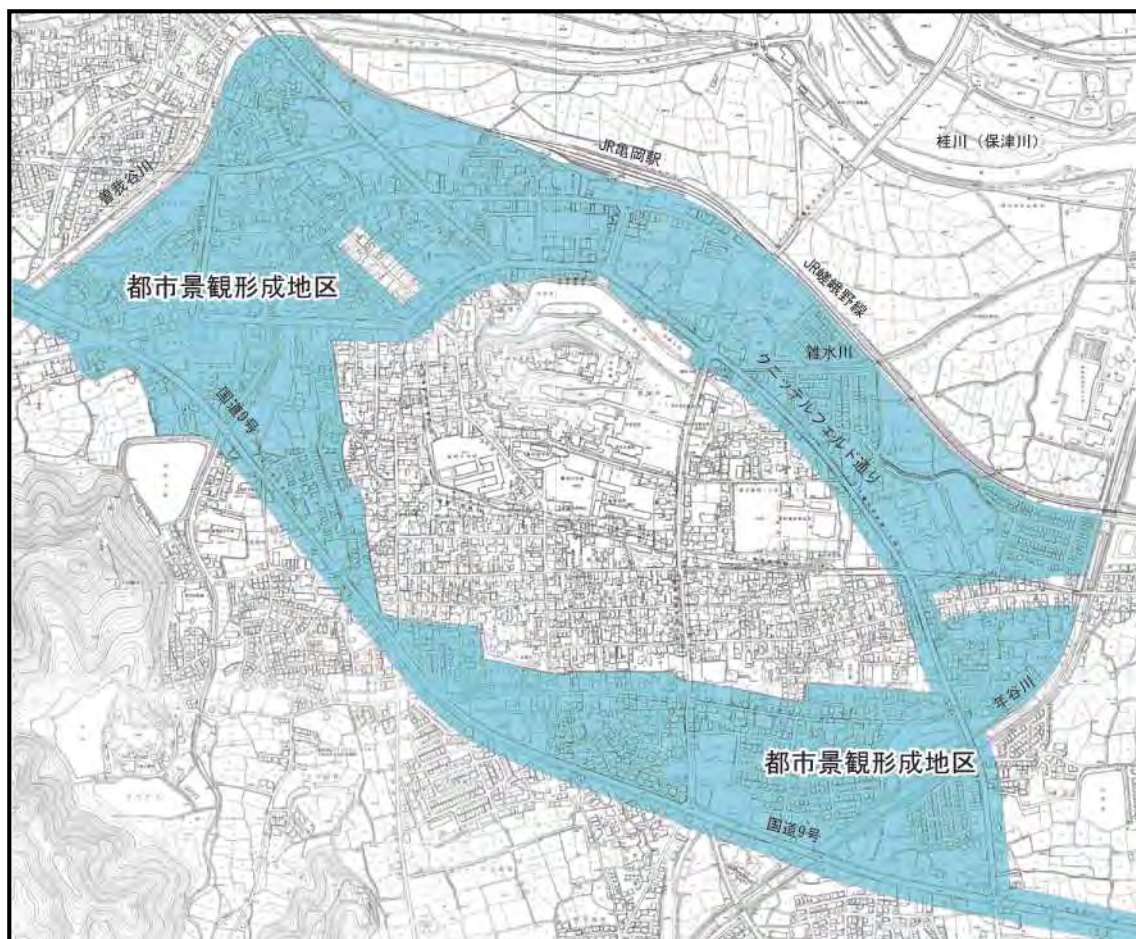
【区域図】

○全体図



○JR亀岡駅前及びクニッテルフェルド通り沿道
【景観形成の方針】

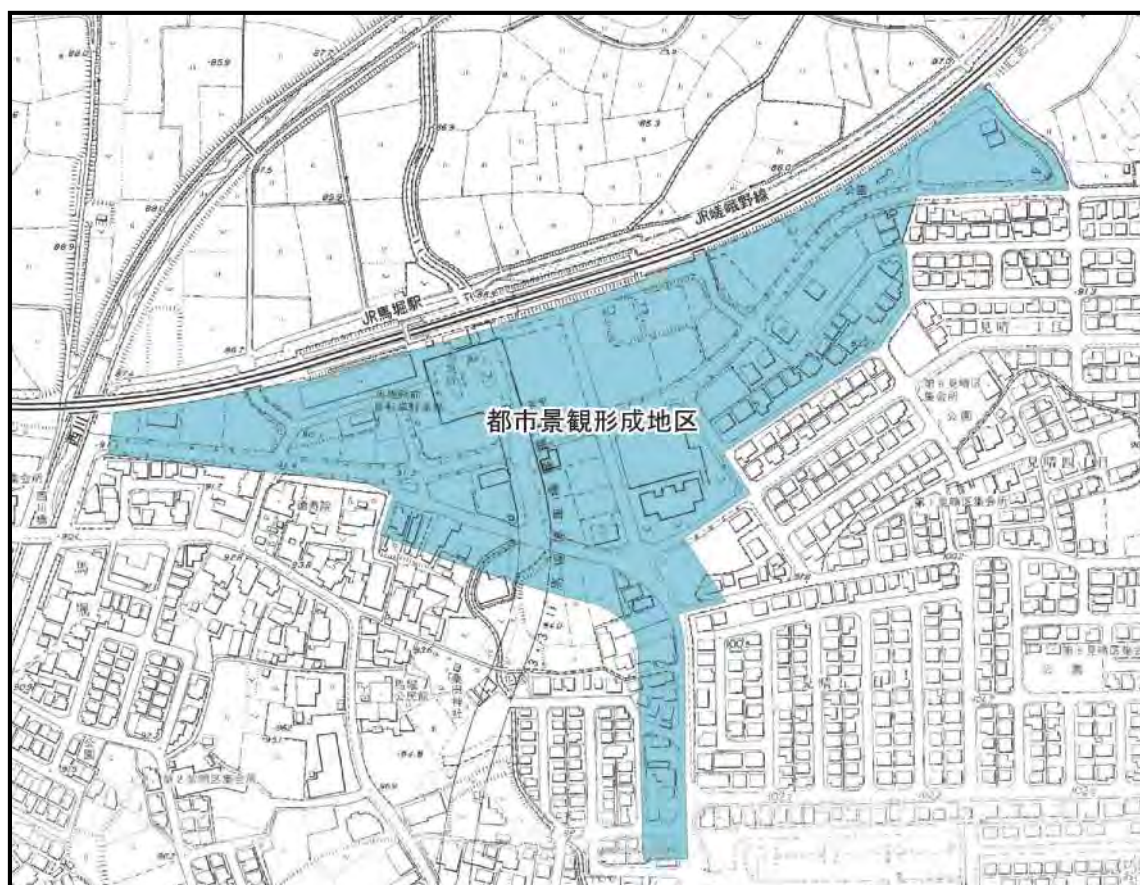
中心都市核にふさわしい、にぎわいとうるおいが両立した景観形成を図ります。



○JR馬堀駅前地区

【景観形成の方針】

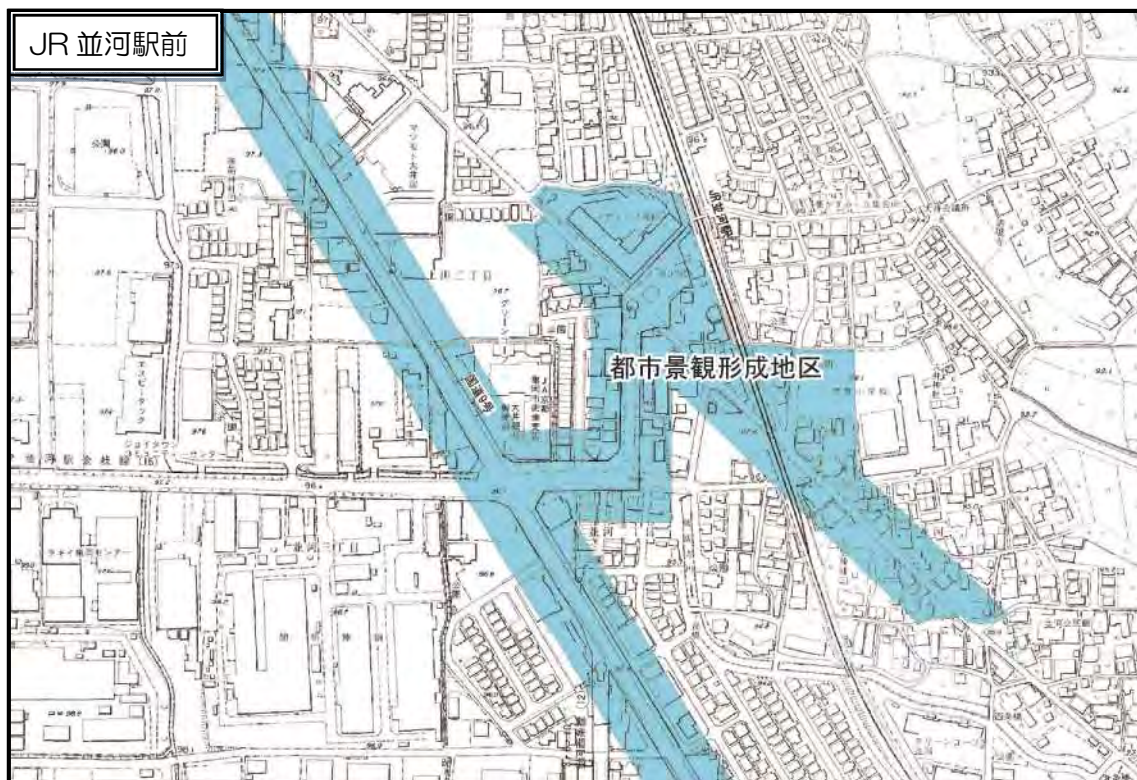
観光客へのおもてなしと、住み続けたいと思える環境が両立する景観形成を図ります。



○JR並河駅前地区・JR千代川駅前地区

【景観形成の方針】

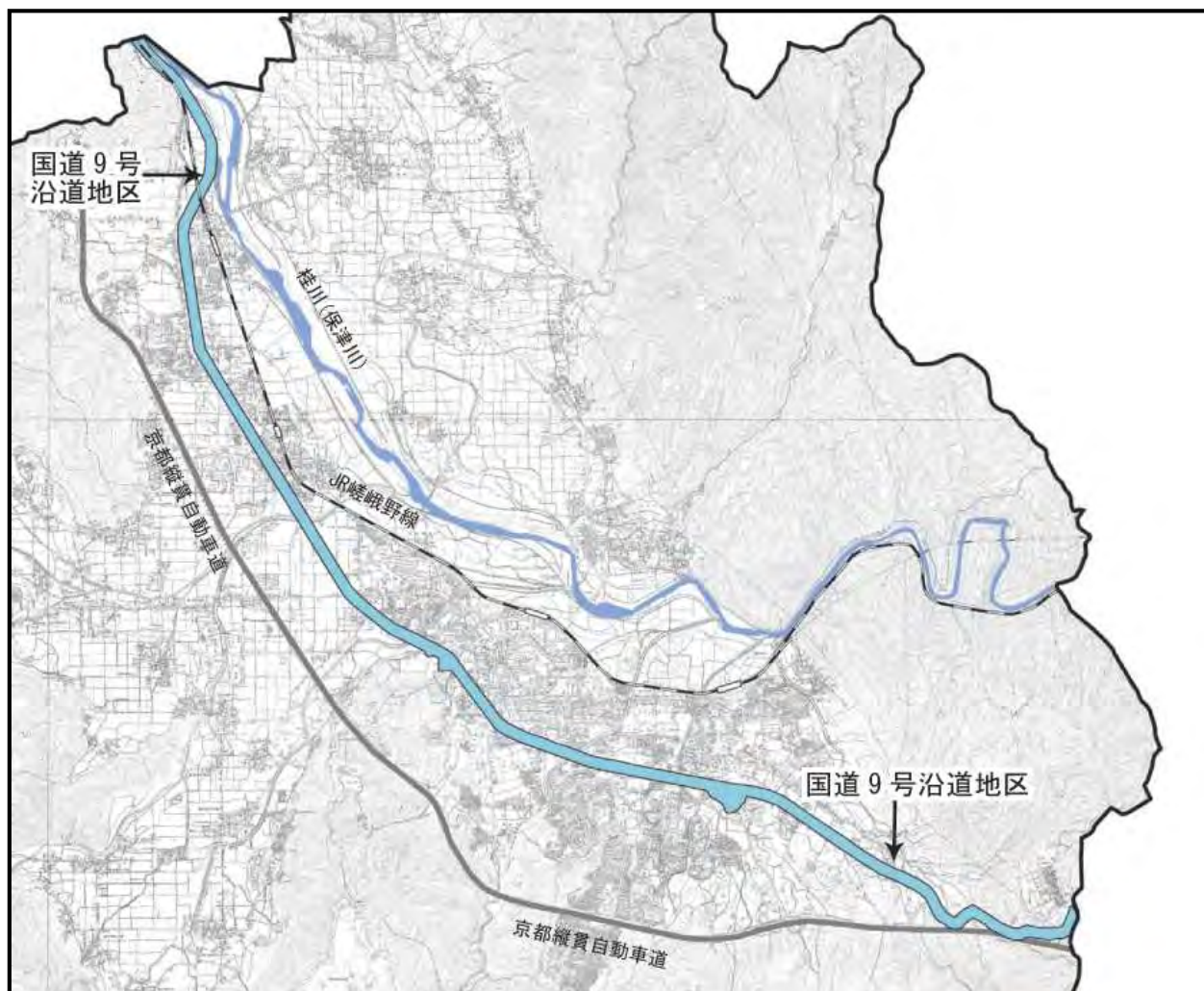
各駅前の住宅や商業施設の立地にあわせ、歩行者空間や緑が確保されたまちなみ景観の形成を図ります。



○国道9号沿道地区

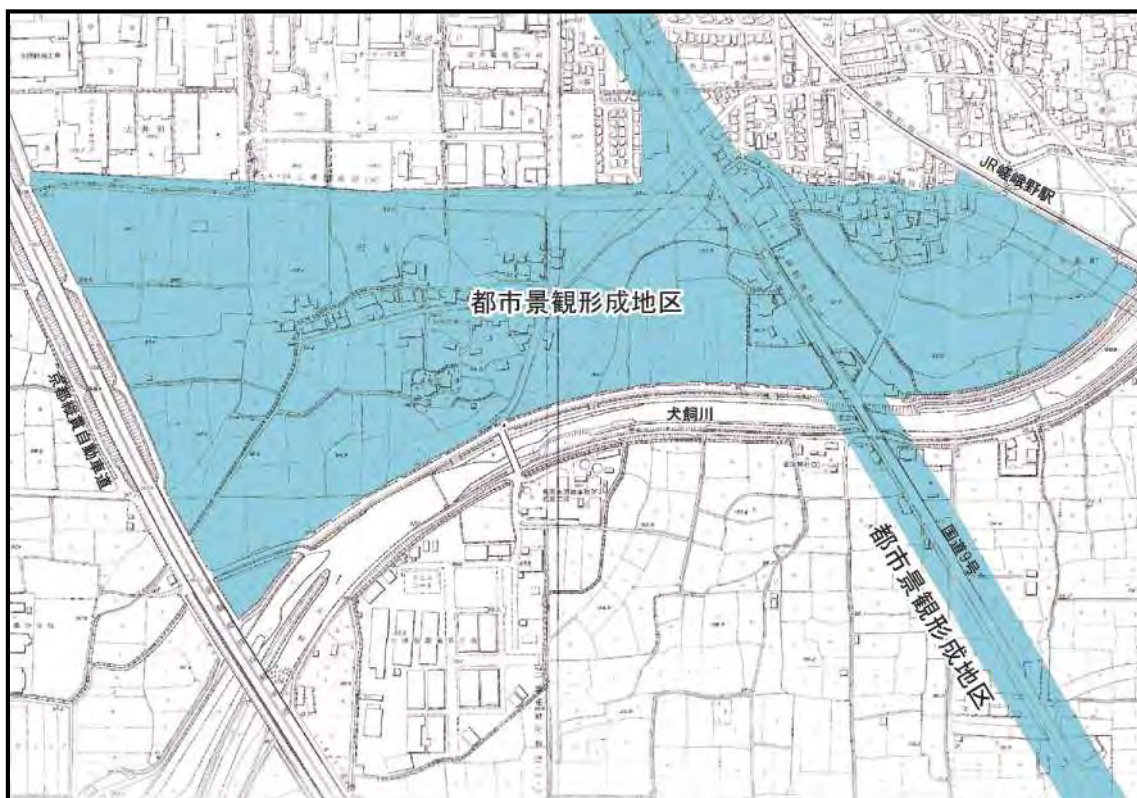
【景観形成の方針】

ゆったりとした街路空間と亀岡らしい自然とやまなみが調和した沿道景観の形成を図ります。



○大井町南部地区
【景観形成の方針】

背景のやまなみや田園と調和し、緑豊かな景観の形成を図ります。



① 建築物を建てる際には

都市景観形成地区内において、建築物を新築・増築・改築・移転・模様替え等をする際には、下記の景観形成基準に基づいて建築して下さい。

【届出を要する行為】

項 目		届出対象規模	届出対象行為
対象建築物	高 さ	13m 超	・建築物の新築、増築、改築又は移転※¹ ・外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更※²（変更部分の見付け面積※³の2分の1を超えるもの）
	建築面積	100㎡超	

※1 当該建築物の増築部分の同一敷地内における床面積の合計が10㎡以下のものを除く。（増築後の建築面積が100㎡を超えても、増築部分の床面積が10㎡以下のものは対象外とする。）

※2 変更部分の面積が10㎡以下のものを除く。

※3 建築物の一つの立面を水平に投影した面積。

【景観形成基準】

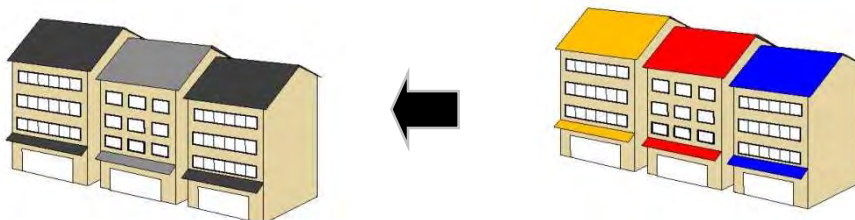
建築物に関する景観形成基準									
屋 根	●屋根の色彩は、周囲の景観との調和を図る。 ●ソーラーパネルを使用する場合は、屋根の色彩と調和したものとする。								
外 壁	●建築物の基調となる外壁の色彩は、次のマンセル表色系で示された範囲とする。 ただし、建築物の外壁において、着色していない木材（焼き杉板等を含む）、しっくい壁等の材料によって仕上げられる部分の色彩又は外壁の見付け面積の10分の1未満の範囲内で使用される部分の色彩はこの限りではない。 <table border="1"> <tr> <td>使用する色相</td><td>彩度</td></tr> <tr> <td>7.5R～10Y</td><td>6 以下</td></tr> <tr> <td>上記以外の色相</td><td>2 以下</td></tr> <tr> <td colspan="2">無彩色は、N1～N9.5</td></tr> </table>	使用する色相	彩度	7.5R～10Y	6 以下	上記以外の色相	2 以下	無彩色は、N1～N9.5	
使用する色相	彩度								
7.5R～10Y	6 以下								
上記以外の色相	2 以下								
無彩色は、N1～N9.5									
形態・意匠	●低層部の連続を確保するなど、周辺景観との調和に配慮する。								
門・塀・柵	●周辺のまちなみ景観に配慮する。								
平面駐車場	●生け垣又は塀などの設置によってまちなみ景観に配慮する。								
平面駐輪場	●道路から見える部分は、生け垣等で囲うなどまちなみ景観に配慮する。								

■屋根

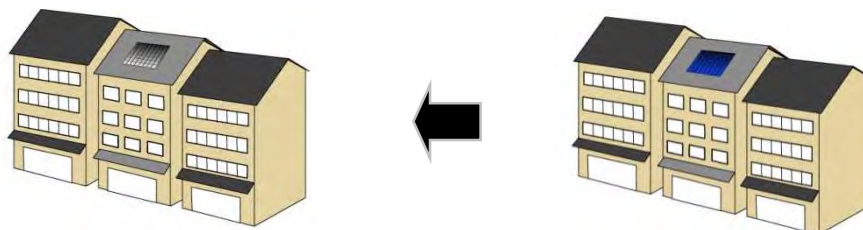
【基準】

- 屋根の色彩は、周囲の景観との調和を図る。
- ソーラーパネルを使用する場合は、屋根の色彩と調和したものとする。

- ・屋根の色彩は、周囲の建物と調和したものとしましょう。



突出した色彩とならないように、明度や彩度を抑え、より落ち着いた色彩を用いる



ソーラーパネルの色彩は屋根の色彩と調和したものとする

■外壁

【基準】

- 建築物の基調となる外壁の色彩は、次のマンセル表色系で示された範囲とする。

ただし、建築物の外壁において、着色していない木材（焼き杉板等を含む）、しっくい壁等の材料によって仕上げられる部分の色彩又は外壁の見付け面積の10分の1未満の範囲内で使用される部分の色彩はこの限りではない。

使用する色相	彩度
7.5R～10Y	6以下
上記以外の色相	2以下
無彩色は、N1～N9.5	

- ・周囲のまちなみに調和した色彩となるようにしましょう。



派手な色彩を避け周囲の建物に合わせた色彩としている

■形態・意匠

【基準】

- 低層部の連続を確保するなど、周辺景観との調和に配慮する。

- ・軒・庇などによって隣接する建物との低層部の連続性を確保しましょう。



- ・軒・庇により隣接する建物との連続性を確保する

■門・塀・柵

【基準】

- 周辺のまちなみ景観に配慮する。

- ・市街地などでは、門・塀・柵・植栽（生け垣）などを設置し、まちなみ景観に配慮しましょう。



沿道に植栽することで景観に配慮



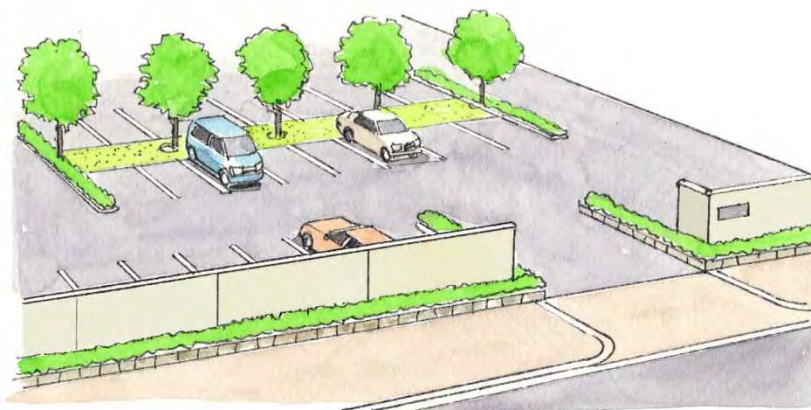
洋風の柵と低木、高木の植栽との
組み合わせ

■平面駐車場

【基準】

●生け垣又は塀などの設置によってまちなみ景観に配慮する。

- ・周囲のまちなみ景観に合わせ、生け垣や塀を設置するなど配慮しましょう。

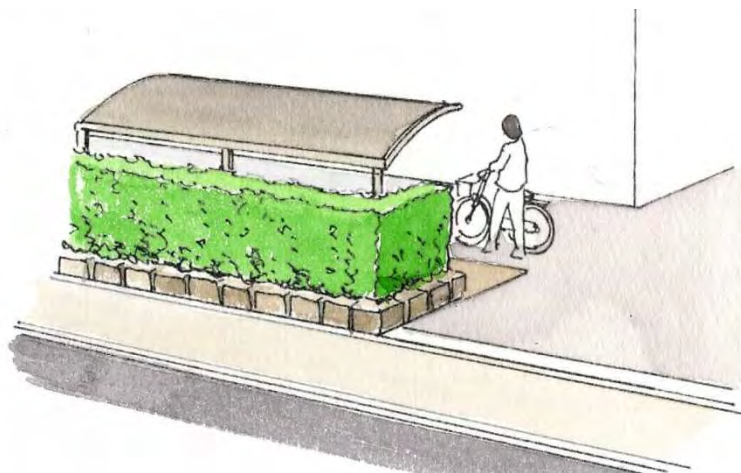


■平面駐輪場

【基準】

●道路から見える部分は、生け垣等で囲うなどまちなみ景観に配慮する。

- ・周囲のまちなみ景観に配慮するため、道路から直接見えないように、生け垣等で囲うようにしましょう。



② 工作物を築造する際には

都市景観形成地区内において、工作物を新築・増築・改築・移転・模様替え等する際には、下記の景観形成基準に基づいて築造して下さい。

【届出を要する行為】

項 目		届出対象規模	届出対象行為
対象 工作物	擁 壁	高さ3m超かつ 長さ30m超	・工作物の新設、増築、改築又は移転※¹ ・外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更※²（変更部分の見付け面積※³の2分の1を超えるもの）
	上記以外の 工作物	高 さ	
		築造面積	

※¹ ・旗ざお及び架空電線路用並びに電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第十号に規定する電気事業者及び同項第十二号に規定する卸供給事業者の保安通信設備用のものを除く。
 ・鉄道及び軌道の線路敷地内の運転保安に関するものを除く。

※² 変更部分の面積が10㎡以下のものを除く。

※³ 工作物の一つの立面を水平に投影した面積。

【景観形成基準】

工作物に関する景観形成基準									
各種プラント類 貯蔵施設	●市街地や集落から目立たない場所に設置するよう工夫する。								
立体駐車場 立体駐輪場	●全体の形状を整え違和感のないデザインとし、周辺景観と調和を図る。								
全工作物共通	●周囲の景観に配慮した配置、素材、色彩、意匠等とする。 ●外観又は外壁の基調となる色彩は、次のマンセル表色系で示された範囲とする。 ただし、工作物の外壁において、着色していない木材（焼き杉板等を含む）、しっくい壁等の材料によって仕上げられる部分の色彩又は外壁の見付け面積の10分の1未満の範囲内で使用される部分の色彩はこの限りではない。 <table border="1"> <tr> <th>使用する色相</th><th>彩度</th></tr> <tr> <td>7.5R～10Y</td><td>6以下</td></tr> <tr> <td>上記以外の色相</td><td>2以下</td></tr> <tr> <td colspan="2">無彩色は、N1～N9.5</td></tr> </table>	使用する色相	彩度	7.5R～10Y	6以下	上記以外の色相	2以下	無彩色は、N1～N9.5	
使用する色相	彩度								
7.5R～10Y	6以下								
上記以外の色相	2以下								
無彩色は、N1～N9.5									

■各種プラント類・貯蔵施設

【基準】

- 市街地や集落から目立たない場所に設置するよう工夫する。

- ・周囲を植栽で囲うか、又は、設置場所を工夫するなど、市街地や集落から直接見えないようにしましょう。



■立体駐車場・立体駐輪場

【基準】

- 全体の形状を整え違和感のないデザインとし、周辺景観と調和を図る。

- ・こう配屋根を用いるなど、周辺の景観と違和感のないデザインとしましょう。



■全工作物共通

【基準】

- 周囲の景観に配慮した配置、素材、色彩、意匠等とする。
- 外観又は外壁の基調となる色彩は、次のマンセル表色系で示された範囲とする。
ただし、工作物の外壁において、着色していない木材（焼き杉板等を含む）、しっくい壁等の材料によって仕上げられる部分の色彩又は外壁の見付け面積の10分の1未満の範囲内で使用される部分の色彩はこの限りではない。

使用する色相	彩度
7.5R～10Y	6以下
上記以外の色相	2以下
無彩色は、N1～N9.5	

- ・派手な色彩を避け、背景となる自然景観や隣接する建物に配慮した色彩等にしましょう。